議案ピックアップ②(議員提出議案)

●荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に 関する条例 (通称:荒川区ながらスマホ防止条例) の制定について

令和3年1月1日施行

目的

交通事故や接触事故等を引き起こす可能性のある危険な「ながらスマホ」の 禁止について基本的な事項を定めることにより、事故等の発生を未然に防ぎ、 区民の安全な生活環境を確保することを目的としています。

禁止の内容

- ・公共の場所で、スマートフォン等の画面を注視しながら歩行すること (ただし、スマートフォン等を使用する必要がある特別の事情があると認め られる場合は、この限りではありません)
- ・道路交通法及び関係法令において禁止されているスマートフォン等の使用 をしながら自動車等又は自転車を運転すること
 - ※スマートフォン等を使用する時は、他者の通行又は利用の妨げになら ない場所で、立ち止まった状態で行わなければなりません。

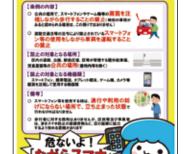
禁止の対象となる場所

区内の道路、公園、駅前広場、区等が管理する屋外駐車場、児童遊園等の 公共の場所 (建物内等を除く)

禁止の対象となる機器類

スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、これらに類するもの (ゲーム機やカメラ等画面を注視して使用する機器類)

※歩行者に対する罰則はありませんが、1人1人の心が けで事故を未然に防ぎ、安全なまちをつくりましょう



荒川区スマートフォン等の使用による 安全を阻害する行為の防止に関する条例

詳細は、荒川区HP

問合せ:区民生活部生活安全課



新潟県村上市長が区議会

令和2年10月8日、荒川区の交流都市である 新潟県村上市より、高橋邦芳市長が荒川区議会を 訪れました。

令和2年9月1日には荒川区と村上市との間で 「災害時における相互応援に関する協定書」の調 印を行い、今後はこの協定に基づき、荒川区と村 上市のいずれかで大規模災害が発生した際には、 支援物資の提供・職員の派遣・被災者の一時受け 入れ等、相互に協力して対応していきます。

